

## 吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2023 年 11 月 24 日

株式会社マイネット

株式会社 OneSports NEXT

2023年11月24日

## 吸収分割に係る事前開示書面

東京都港区北青山二丁目11番3号

株式会社マイネット

代表取締役 岩城 農



東京都港区北青山二丁目11番3号

株式会社OneSports NEXT

代表取締役 岩城 農



株式会社マイネット（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社OneSports NEXT（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年11月24日付で吸収分割契約書を締結し、2024年1月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社のスポーツDX事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は以下のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）  
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）  
本件分割に関して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対し、株式、金銭その他一切の財産の交付を行いませんが、吸収分割会社と吸収分割承継会社が完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。
3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）  
該当事項はございません。
4. 計算書類等に関する事項
  - (1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ及び第192条第4号イ）

吸収分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割会社の下記Webサイトよりご覧いただけます。

<https://www.mynet.co.jp/ir/library#sr>

吸収分割承継会社は、2023年8月7日に設立された会社であるため、最終事業年度が存在しません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

- (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等及び吸収分割承継会社の成立の日の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ及び第192条第4号ロ）  
該当事項はございません。
- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容及び吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ及び第192条第4号ハ、並びに第183条第4号ハ及び第192条第6号ロ）  
該当事項はございません。
5. 本効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）  
吸収分割会社においては、最終事業年度の末日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っており、また、本効力発生日以後においても、資産の額は負債の額を上回る見込みです。  
吸収分割承継会社においては、成立の日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っており、また、本効力発生日以後においても、資産の額は負債の額を上回る見込みです。  
また、本件分割後の事業活動において、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に重大な支障を及ぼす事象の発生は発生しておらず、また、見込まれておりません。
6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第

以上により、債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

192 条第 8 号)

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収分割契約の内容

## 吸 収 分 割 契 約 書

株式会社マイネット（以下「甲」という。）及び株式会社OneSports NEXT（以下「乙」という。）は、第 1 条第 1 項に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条 （吸収分割の方法）

1. 甲は、本契約の定めに従い、甲のスポーツ DX 事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。
  - (1) 甲：吸収分割会社  
商号：株式会社マイネット  
住所：東京都港区北青山二丁目 11 番 3 号
  - (2) 乙：吸収分割承継会社  
商号：株式会社OneSports NEXT  
住所：東京都港区北青山二丁目 11 番 3 号

### 第 2 条 （効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2024 年 1 月 1 日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、これを変更することができる。

### 第 3 条 （承継する権利義務）

1. 乙は、甲の本件事業に関して有する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を、本会社分割により別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

### 第 4 条 （分割対価の交付及び割当て）

甲は、乙が完全子会社に該当するため、本件分割では乙に対して一切の対価を交付しない。

### 第 5 条 （増加すべき資本金及び準備金の額等）

乙は、本件分割により、資本金及び準備金の額を変更しない。

#### 第6条 (分割承認決議)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

#### 第7条 (会社財産の善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で協議の上、これを実行する。

#### 第8条 (分割条件の変更、分割契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙で協議の上、分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

#### 第9条 (競業禁止義務の免除)

甲は、効力発生日後も、乙に対し、本件事業について競業禁止義務を一切負わないものとする。

#### 第10条 (本契約の効力)

本契約は、各契約当事者の適法な機関による承認決定が得られないときは、効力を失うものとする。

#### 第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がこれを保有し、乙は原本の写しを保有するものとする。

2023年11月24日

(甲) 株式会社マイネット  
東京都港区北青山二丁目11番3号  
代表取締役 岩城 農

(乙) 株式会社OneSports NEXT  
東京都港区北青山二丁目11番3号  
代表取締役 岩城 農

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表

(2023年8月7日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	404,500	流 動 負 債	0
前 払 費 用	404,500	固 定 負 債	0
固 定 資 産	0	負 債 合 計	0
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	404,500
		資 本 金	404,500
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	0
		純 資 産 合 計	404,500
資 産 合 計	404,500	負 債 及 び 純 資 産 合 計	404,500

以上